



発行 東京都

目次

18

条 例

○東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例……………(福祉保健局)…一  
○東京都福祉・健康安心基金条例を廃止する条例……………(同)…二六

条例のあらまし

●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第一九号)

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第六三号) の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第一四五号) の改正に伴い、地域連携薬局等の認定の申請に係る手数料を設けるほか、所要の改正を行います。

(例) 地域連携薬局認定申請手数料 一〇、七〇〇円  
二 この条例は、令和三年八月一日ほかから施行します。

●東京都福祉・健康安心基金条例を廃止する条例 (条例第二〇号)

一 東京都福祉・健康安心基金について、所期の目的を達成したため、廃止します。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

条 例

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第十九号

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例  
東京都福祉保健局関係手数料条例 (平成十二年東京都条例第八十七号) の一部を次のように改正する。  
別表十二の項へからサまでを次のように改める。

<p>食品衛生法第五十条 衛生法施行令第三十条 五条の規定に基づく 飲食店営業の許可の 申請に対する審査</p>	<p>飲食店営業許可申請手数料 飲食店営業 (移動) 飲食店営業又は臨時 飲食店営業によるも のを除く。)</p>	<p>一万八千三百円 六千五百円 八千九百円</p>	<p>許可申請 のとき。 更新申請 のとき。</p>
<p>食品衛生法第五十条 衛生法施行令第三十条 五条の規定に基づく 飲食店営業の許可の 申請に対する審査</p>	<p>移動飲食店営業又は 臨時飲食店営業 飲食店営業許可更新申 請手数料 飲食店営業 (移動) 飲食店営業又は臨時 飲食店営業によるも のを除く。)</p>	<p>四千五百円</p>	



<p>五条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の許可の申請に対する審査</p>	<p>可申請手数料 食品の放射線照射業許可更新申請手数料</p>	<p>一万六千円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>タ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>菓子製造業許可申請手数料 菓子製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元 一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>レ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>アイスクリーム類製造業許可申請手数料 アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元 一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>ソ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円 一万六千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>ツ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく清涼飲料水製造業許可申請手数料</p>	<p>清涼飲料水製造業許可申請手数料</p>	<p>二万五千二百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
<p>衛生法施行令第三十条の規定に基づく清涼飲料水製造業許可申請手数料</p>	<p>清涼飲料水製造業許可申請手数料</p>	<p>一万六千元</p>	<p>更新申請のとき。</p>

  

<p>五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>更新申請手数料</p>	<p></p>	<p>のとき。</p>
<p>ネ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>食肉製品製造業許可申請手数料 食肉製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円 一万六千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>ナ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>水産製品製造業許可申請手数料 水産製品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元 一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>ラ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく水雪製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>水雪製造業許可申請手数料 水雪製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円 一万六千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>ム 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく液卵製造業許可更新申請手数料</p>	<p>液卵製造業許可申請手数料 液卵製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一万三千二百円 七千八百円</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>

<p>液卵製造業の許可の申請に対する審査</p> <p>ウ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>食用油脂製造業許可申請手数料</p> <p>食用油脂製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円</p> <p>一万六千円</p>	<p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p>
<p>キ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料</p> <p>みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元</p> <p>一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p>
<p>ク 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>酒類製造業許可申請手数料</p> <p>酒類製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元</p> <p>一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p>
<p>コ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>豆腐製造業許可申請手数料</p> <p>豆腐製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元</p> <p>一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p>
<p>ク 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>納豆製造業許可申請手数料</p> <p>納豆製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元</p> <p>一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p>
<p>マ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>そうざい製造業許可申請手数料</p> <p>そうざい製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円</p> <p>一万六千元</p>	<p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p>
<p>ケ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>複合型そうざい製造業許可申請手数料</p> <p>複合型そうざい製造業許可更新申請手数料</p>	<p>三万五千二百円</p> <p>二万三千三百円</p>	<p>許可申請のとき。</p> <p>更新申請のとき。</p>
<p>フ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>冷凍食品製造業許可申請手数料</p>	<p>二万五千二百円</p>	<p>許可申請のとき。</p>

<p>衛生法施行令第三十条の規定に基づく 冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>冷凍食品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一万六千円</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>コ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく 複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>三万五千二百円 二万三千三百円</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>エ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく 漬物製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>漬物製造業許可申請手数料 漬物製造業許可更新申請手数料</p>	<p>一万三千二百円 七千八百円</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>テ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく 密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>密封包装食品製造業許可申請手数料 密封包装食品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元 一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>ア 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく 食品の小分け業許可更新申請手数料</p>	<p>食品の小分け業許可更新申請手数料</p>	<p>二万一千六百元 一万四千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>五条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査</p>	<p>新申請手数料</p>	<p></p>	<p>のとき。</p>
<p>サ 食品衛生法第五十条第一項及び食品衛生法施行令第三十条の規定に基づく 添加物製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>添加物製造業許可申請手数料 添加物製造業許可更新申請手数料</p>	<p>二万五千二百円 一万六千元</p>	<p>許可申請のとき。 更新申請のとき。</p>
<p>の 令第十六条の四第一項及び第四項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品 の製造所の登録証の書換え交付</p>	<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所の登録証の書換え交付手数料</p>	<p>二千四百円</p>	<p>書換え交付申請のとき。</p>
<p>お 令第十六条の五第一項及び第五項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所の登録証の再交付</p>	<p>医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所の登録証の再交付手数料</p>	<p>三千四百円</p>	<p>再交付申請のとき。</p>
<p>く 令第二十六条の四第一項及び第六項の規定に基づく医薬品の製造所の基準確認の書換え交付手数料</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造所の基準確認の書換え交付手数料</p>	<p>二千四百円</p>	<p>書換え交付申請のとき。</p>

別表十二の項キ及びユを削り、同表二十五の項中つをゆとし、ぬからそまでをまからきまでとし、りをるとし、ゐの次に次のように加える。

又は医薬部外品の製造所の基準確認書の書換え交付	医薬品又は医薬部外品の製造所の基準確認証の再交付手数料	三千四百円	再交付申請のとき。
や 令第二十六条の五第一項及び第七項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所の基準確認証の再交付			

別表二十五の項中ちをうとし、同項と中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同項中とをむとし、へをらとし、同項ほ中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十第四項」に改め、同項中ほをなとし、ろからにまでをそからねまでとし、同項い中「第二十三条の第二第二項」を「第二十三条の第二第四項」に改め、同項中いをれとし、んをたとし、同項ス中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同項中スをよとし、せをかとし、同項モ中「第四十条の第二第五項」を「第四十条の第二第七項」に改め、同項中モをわとし、同項ヒ中「第四十条の第二第三項」を「第四十条の第二第四項」に改め、同項中ヒををとし、ミからエまでをりからるまでとし、同項メ中「第二十三条の第二第二項」を「第二十三条の第二第四項」に改め、同項中メをちとし、ユをととし、同項キ中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項中キをにとし、にの次に次のように加える。

ほ 法第十三条の二の二第一項及び令第八十条第二項第三号の規定に基づく化粧品製造業の登録の申請に対する審査	化粧品製造業登録申請手数料	二万九千六百円	登録申請のとき。
へ 法第十三条の二の化粧品製造業登録更新		二万五百円	更新申請

二第四項及び令第八十条第九項の規定に基づく化粧品の製造業の登録の更新の申請に対する審査	申請手数料		のとき。
---	-------	--	------

別表二十五の項サ中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中サをはとし、同項ア中「第二十六条第三項第一号」を「第二十五条第三項第一号」に、「第二十六条第三項第二号」を「第二十五条第三項第二号」に改め、同項中アをろとし、同項テ中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中テをいとし、エをんとし、同項コ中「第十四条第七項」の下に「又は第九項」を加え、「第十三項」を「第十五項」に、「4まで」を「5まで」に、

4 外部試験検査機関に係るもの(1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。)	三万二千六百円		を
---	---------	--	---

4 外部試験検査機関に係るもの(1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。)	三万二千六百円		
5 法第十三条の二の二第一項に規定する医薬部外品の製造所(以下「医薬部外品特定保管所」とい		三万四百円	に

<p>改め、「定期調査」の下に「又は法第十四条第九項の医薬部外品についての調査」を加え、</p> <p>う。( )に係るもの</p> <p>4 外部試験検査機関に係るもの(1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。)</p> <p>5万七千九百円 一品目につき 三百四十円を加えて得た金額</p> <p>を</p>	<p>改め、同項中コをモとし、モの次に次のように加える。</p> <p>4 外部試験検査機関に係るもの(1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。)</p> <p>5 医薬部外品特定保管所に係るもの</p> <p>四万六千七百円 一品目につき 三百四十円を加えて得た金額</p> <p>に</p>	<p>改め、同項中コをモとし、モの次に次のように加える。</p> <p>七 法第十四条の七の二第三項及び令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の</p> <p>医薬部外品適合性確認申請手数料</p> <p>名称の欄1から5までの区分に応じて、それぞれに掲げる額(1から3までの申請において外部試験検査機</p> <p>確認申請のとき。</p>
--	---	---

<p>適合性確認の申請に対する審査</p> <p>関に係るものを伴う場合にあつては、それぞれに掲げる額に4に掲げる額を加えた額)</p> <p>1 無菌医薬部外品製造業の許可の区分に係るもの 七万三千六百元</p> <p>2 一般医薬部外品製造業の許可の区分に係るもの 五万四千五百円</p> <p>3 包装・表示・保管医薬部外品製造業の許可の区分に係るもの 三万二千六百元</p> <p>4 外部試験検査機関に係るもの(1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。)</p> <p>三万二千六百元</p> <p>5 医薬部外品特定保管所に係るもの 三万四百万円</p> <p>名称の欄1から4までの区分に応じて、それぞれに掲げる額</p> <p>調査申請のとき。</p>	<p>ス 法第十四条の二第二項及び令第八十条第二項第七号の規定に基づく医薬部外品の製造所における製</p> <p>1 無菌医薬部外品 十萬七千七百円に、</p> <p>2 調査申請手数料</p>
--	---

造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の調査の申請に対する審査

<p>(無菌化された医薬部外品のうち令第八十条第二項第七号イ、ロ、ニ及びホの医薬部外品を除く。)の製造工程における製造管理又は品質管理の方法についての調査(3及び4に掲げる調査を除く。)に係るもの</p>	<p>一品目につき二千五百円及びその品目を取り扱う一製造販売業者につき二万二千円を加えて得た金額</p>
<p>2 1以外の医薬部外品の製造工程における製造管理又は品質管理の方法についての調査(3及び4に掲げる調査を除く。)に係るもの</p>	<p>八万七千八百円に、一品目につき千二十円及びその品目を取り扱う一製造販売業者につき一萬一千四百円を加えて得た金額</p>
<p>3 1又は2の医薬部外品の製造工程における製造管理又は品質管理の方法のうち、包装、表示又は保管のみを行う製造管理又は品質管理の方法についての調査(4に掲げる調査を除</p>	<p>五万二千九百円に、一品目につき三百四十円及びその品目を取り扱う一製造販売業者につき五千円を加えて得た金額</p>

<p>く。)に係るもの</p> <p>4 1又は2の医薬部外品の製造工程における製造管理又は品質管理の方法のうち、保管(法第十三条の二の二第一項に規定する保管をいう。)のみを行う製造管理又は品質管理の方法についての調査に係るもの</p>	<p>四万三千百円に、一品目につき三百四十円及びその品目を取り扱う一製造販売業者につき三千六百円を加えて得た金額</p>
--	--

別表二十五の項フ中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中フをヒとし、ケをエとし、同項マ中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項中マをメとし、メの次に次のように加える。

<p>ミ 法第十三条の二の二第一項及び令第八十条第二項第三号の規定に基づく医薬部外品の製造所の登録の申請に対する審査</p>	<p>医薬部外品製造所登録申請手数料</p>	<p>二万九千六百円</p>	<p>登録申請のとき。</p>
<p>シ 法第十三条の二の二第四項及び令第八十条第九項の規定に基づく医薬部外品の製造所の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬部外品製造所登録更新申請手数料</p>	<p>二万五百円</p>	<p>更新申請のとき。</p>

別表二十五の項ヤ中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中ヤをユとし、同項ク中「第二十六条第二項第一号」を「第二十五条第二項第一号」に、「第二十六条第二項第二号」を「第二十五条第二項第二号」に、「第二十六条第二項第三号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同項中クをキとし、同項オ中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中オをサとし、ノをアとし、同項キ中「第十四条第七項及び」を「第十四条第七項又は第九項及び」に、「第十三項」を「第十五項」に、「4まで」を「5まで」に、

	<p>4 試験検査を製造所以外の施設において行う場合(他に委託して行う場合を含む。)における当該施設に係るもの(以下「外部試験検査機</p> <p>三万二千六百円</p>
	<p>4 試験検査を製造所以外の施設において行う場合(他に委託して行う場合を含む。)における当該施設に係るもの(以下「外部試験検査機</p> <p>三万二千六百円</p>

を

	<p>5 法第十三条の二の二第一項に規定する医薬品の製造所(以下「医薬品特定保管所」という。)に係るもの</p> <p>三万四百円</p>
--	---

に、

「期間又は」を「期間若しくは」に改め、「定期調査」という。)の下に「又は法第十四条第九項の医薬品についての調査」を加え、

	<p>4 外部試験検査機関に係るもの(1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。)</p> <p>五万七千九百円</p>
	<p>4 外部試験検査機関に係るもの(1から3までに掲げる区分に係る申請を伴わない場合に限る。)</p> <p>五万七千九百円</p>

を

に

改め、同項中キをコとし、コの次に次のように加える。

えて得た金額

<p>エ 法第十四条の七の 二第三項及び令第八 十条第二項第七号の 規定に基づく医薬品 の製造所における製 造管理又は品質管理 の方法の基準の適合 性確認の申請に対す る審査</p>	<p>医薬品適合性確認申請 手数料</p> <p>1 無菌医薬品製造業 の許可の区分に係る もの 2 一般医薬品製造業 の許可の区分に係る もの 3 包装・表示・保管 医薬品製造業の許可 の区分に係るもの 4 外部試験検査機関 に係るもの（1から 3までに掲げる区分</p>	<p>名称の欄1から 5までの区分に 応じて、それぞ れに掲げる額 （1から3まで の申請において 外部試験検査機 関に係るものを 伴う場合にあっ ては、それぞれ に掲げる額に4 に掲げる額を加 えた額） 七万三千六百元 五万四千五百円 三万二千六百元 三万二千六百元</p>	<p>確認申請 のとき。</p>
---	---	--	----------------------

テ 法第十四条の二第  
二項及び令第八十  
条第二項第七号の  
規定に基づく医薬品  
の製造所における製  
造管理又は品質管理  
の方法の基準の適合  
性の調査の申請に対  
する審査

<p>に係る申請を伴わ ない場合に限る。） 5 医薬品特定保管所 に係るもの 医薬品区分適合性調査 申請手数料</p>	<p>1 無菌医薬品（無菌 化された医薬品のう ち令第八十条第二項 第七号イ、ロ、ニ及 びホの医薬品を除 く。）の製造工程に おける製造管理又は 品質管理の方法につ いての調査（3及び 4に掲げる調査を除 く。）に係るもの 2 1以外の医薬品の 製造工程における製 造管理又は品質管理 の方法についての調 査（3及び4に掲げ る調査を除く。）に 係るもの 3 1又は2の医薬品</p>	<p>三万四百年 名称の欄1から 4までの区分に 応じて、それぞ れに掲げる額 十萬七千百円に、 一品目につき二 千五百円及びそ の品目を取り扱 う一製造販売業 者につき二萬二 千百円を加えて 得た金額 八万七千八百円 に、一品目につ き千二百円及び その品目を取り 扱う一製造販売 業者につき一万 一千四百円を加 えて得た金額 五万二千九百円</p>	<p>調査申請 のとき。</p>
---	--	--	----------------------

<p>別表二十五の項中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中ウをフとし、ムをケとし、同項ラ中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項中ラをクとし、クの次に次のように加える。</p> <p>ヤ 法第十三条の二の二第一項及び令第八十条第二項第三号の規定に基づく医薬品</p>	<p>の製造工程における製造管理又は品質管理の方法のうち、包装、表示又は保管のみを行う製造管理又は品質管理の方法についての調査（4に掲げる調査を除く。）に係るもの</p> <p>4 1又は2の医薬品の製造工程における製造管理又は品質管理の方法のうち、保管（法第十三条の二の二第一項に規定する保管をいう。）のみを行う製造管理又は品質管理の方法についての調査に係るもの</p>	<p>に、一品目につき三百四十円及びその品目を取り扱う一製造販売業者につき五千円を加えて得た金額</p>	<p>医薬品製造所登録申請手数料</p> <p>二万九千六百円</p>	<p>四万三千百円に、一品目につき三百四十円及びその品目を取り扱う一製造販売業者につき三千六百円を加えて得た金額</p>	<p>登録申請のとき。</p>
<p>カ 令第二条の八の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関</p> <p>ヨ 令第二条の九第一項及び第二項の規定に基づく地域連携局又は専門医療機関</p>	<p>の製造所の登録の申請に対する審査</p> <p>マ 法第十三条の二の二第四項及び令第八十条第九項の規定に基づく医薬品の製造所の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品製造所登録更新申請手数料</p> <p>二万五百円</p>	<p>地域連携薬局又は専門医療機関認定証の書換え交付手数料</p> <p>地域連携薬局又は専門医療機関認定証の再交付手数料</p>	<p>「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中ナをオとし、同項ネ中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十五条第一項第五号」に改め、同項中ネをノとし、同項ツ中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中ツをキとし、ソをウとし、同項レ中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中レをムとし、カからタまでをネからラまでとし、同項ワ中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中ワをツとし、ヲをソとし、同項ル中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中ルをレとし、ヌをタとし、同項リ中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同項中リをワとし、ワの次に次のように加える。</p>	<p>更新申請のとき。</p>
<p>カ 令第二条の八の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関</p> <p>ヨ 令第二条の九第一項及び第二項の規定に基づく地域連携局又は専門医療機関</p>	<p>の製造所の登録の申請に対する審査</p> <p>マ 法第十三条の二の二第四項及び令第八十条第九項の規定に基づく医薬品の製造所の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>更新申請のとき。</p>	<p>再交付申請のとき。</p>	<p>書換え交付申請のとき。</p>	<p>再交付申請のとき。</p>

連携薬局の認定証の再交付

別表二十五の項中「第一条の五」を「第二条の三」に改め、同項中チをヲとし、ハからトまでをトからルまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 法第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	地域連携薬局認定申請手数料	一万七百元	認定申請のとき。
ニ 法第六条の二第四項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携薬局更新申請手数料	一万七百元	更新申請のとき。
ホ 法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定申請手数料	一万七百元	認定申請のとき。
ヘ 法第六条の三第五項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局更新申請手数料	一万七百元	更新申請のとき。

別表二十八の項の次に次のように加える。

二十九 農林水産物及び食品の輸出の促進に関

する法律（令和元年法律第五十七号）に基づく事務	輸出証明書発行手数料	八百七十円	発行申請のとき。
イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令第一号）第四条第一号の衛生証明書に係るものに限る。）の発行	適合施設認定申請手数料		認定申請のとき。
ロ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十七条第二項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査	1 書類審査及び現地調査を行う場合 2 書類審査のみを行う場合	二万九百円 一万四百円	

附則

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、別表十二の項の改正規定及び次項から附則第四項までの規定は同年六月一日から、同表二十八の項の次に次のように加える改正規定及び附則第五項の規定は同年四月一日から施行する。

2 別表十二の項の改正規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成

三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第二欄に掲げる営業に係る食品衛生法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第五十五条第一項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する別表十二の項の改正規定による改正後の東京都福祉保健局関係手数料条例（以下「六月新条例」という。）別表の規定の適用については、次の表の第三欄に掲げる規定中同表の第四欄に掲げる字句は、同表の第五欄に掲げる字句とする。

飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）
飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）
別表十二の項マ	別表十二の項マ	別表十二の項マ	別表十二の項マ	別表十二の項マ	別表十二の項マ
二百五十千二百円	二百五十千二百円	二百五十千二百円	二百五十千二百円	二百五十千二百円	二百五十千二百円
一万六千円	一万六千円	一万六千円	一万六千円	一万六千円	一万六千円

喫茶店営業（自動販売機によるものを限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	別表十二の項ト	七千二百円	五千百円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表十二の項ヘ	一万八千三百円	八千九百円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	菓子製造業	別表十二の項タ	二万一千六百円	一万四千円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	食品の小分け業	別表十二の項ア	二万一千六百円	一万四千円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	菓子製造業	別表十二の項タ	二万一千六百円	一万四千円
菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。）	食品の小分け業	別表十二の項ア	二万一千六百円	一万四千円
アイスクリーム類製造業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	別表十二の項ヘ	一万八千三百円	八千九百円
アイスクリーム類製造業	アイスクリーム類製造業	別表十二の項レ	二万一千六百円	一万四千円
乳処理業	乳処理業	別表十二の	二万五千二百円	一万六千円





液卵製造業	液卵製造業	別表十二の 項ム	一万三千二 百円	七千八百円
-------	-------	-------------	-------------	-------

4 令和三年六月一日から令和四年三月三十一日までの間における前二項の規定の適用については、附則第二項の表飲食店営業（移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。）の項中「一万六千円」とあるのは「八千九百円」と、同表喫茶店営業（自動販売機によるものを除く。）の項及び魚介類販売業の項中「八千九百円」とあるのは「八千二百円」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「一万六千円」とあるのは「一万四千元」と、前項の表つけ物製造業の項、調味料等製造業の項及び魚介類加工業の項中「一万四千元」とあるのは「七千八百円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「一万六千円」及び「一万四千元」とあるのは「七千八百円」とする。

5 この条例の施行の日前に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）附則第十二条第七項の規定により同法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第六条の二第一項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請又は同法第六条の三第一項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請がなされた場合においては、附則第一項の規定にかかわらず、この条例による改正後の東京都福祉保健局関係手数料条例別表二十五の項ハ又はホに定めるところにより、手数料を徴収する。

東京都福祉・健康安心基金条例を廃止する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第二十号

東京都福祉・健康安心基金条例を廃止する条例

東京都福祉・健康安心基金条例（平成十九年東京都条例第五十七号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
（郵送料を含む。）

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

